

# 地方独立行政法人長野県病院機構 事務決裁規程

平成22年4月1日

規程 2-2

〔沿革〕平成23年4月1日規程2-2-1=一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、理事長の権限に属する事務を処理することについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長、副理事長又はこの規程によりその権限を有する者（以下「決裁権者」という。）が理事長の権限に属する事務について最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 この規程の定めるところによりその権限を有する者が理事長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在のときに決裁権者に代わって決裁することをいう。

## (適用範囲)

第3条 この規程は、理事長の権限に属する事務処理について定める。ただし、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の財務及び会計に関する事項は、法人の会計規程その他の関係規程の定めるところによる。

## (事務処理)

第4条 事務処理は、すべて決裁を得て施行する。

2 決裁は、決裁権者が自らこれを行う。

第5条 決裁権者は、前条の規定により決裁を行うに当たって、その事務が他の決裁権者の権限に重大な関係があると認めるものについては、関係の決裁権者に合議しなければならない。

2 決裁権者は、前条の規定により決裁を行った場合において、その事務が他の決裁権者に関係があり、かつ、報告を要すると認めるものについては、関係の決裁権者に報告しなければならない。

## (理事長の決裁事項)

第6条 理事長の決裁を要する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理事会の審議に直接に関連があること。
- (2) 法人の内部組織の調整及び運営に関する基本方針に関すること。
- (3) 法人の規則及び規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 不服申し立て、訴訟、和解及び調停に関すること。
- (5) 組織及び職制に関すること。
- (6) 職員の人事、服務及び懲戒等に関すること。（別表に掲げるものを除く。）
- (7) 特に重要な事項の公告、通達、回答、報告等に関すること。
- (8) 重要な陳情に関すること。
- (9) 重要な会議、儀式及び表彰に関すること。
- (10) 重要な渉外活動に関すること。
- (11) 重要な広報及び公聴に関すること。
- (12) 国、地方公共団体、他の地方独立行政法人、医療機関等との規約の締結又は改廃に関すること。
- (13) 理事長が設置する委員会の委員の任免に関すること。
- (14) 副理事長が専決する事項のうち、副理事長において理事長の決裁を要すると認めるもの

(専決事項)

第7条 専決者は、別表に定めるところにより専決する。

(代決)

第8条 理事長が不在のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに不在のときは事務局長がその事務を代決する。

- 2 副理事長が不在のときは、事務局長が、副理事長及び事務局長がともに不在のときは事務局次長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局次長が、事務局長及び事務局次長がともに不在のときは事務を主管する課(室)長がその事務を代決する。
- 4 課(室、研修センター)長が不在のときは、課長補佐(副研修センター長)がその事務を代決する。
- 5 病院長が不在のときは、副院長(副院長が複数の病院にあってはその事務について院長があらかじめ指定した副院長)が、病院長及び副院長(副院長が複数の病院にあってはその事務について院長があらかじめ指定した副院長)がともに不在のときは事務部長がその事務を代決する。
- 6 介護老人保健施設所長が不在のときは、事務部長がその事務を代決する。
- 7 病院の部長が不在のときは、その事務について部長があらかじめ指定した者がその事務を代決する。
- 8 前各号の規定にかかわらず、代決権者において特に重要又は異例と認められる事項については、代決してはならない。

(代決の報告)

第9条 前条の規定に基づき代決した者は、その代決をした事務で特に必要があると認めるものについては、速やかに上司に報告しなければならない。

(合議を受けた場合の準用)

第10条 第5条、第8条及び前条の規定は、合議を受けた事務処理について準用する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、病院及び介護老人保健施設の事務処理については、病院長及び所長があらかじめ理事長の承認を得て定めることができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規程2-2-1)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)(第7条関係)

1 副理事長が専決する事項

- (1) 事務局長、病院長及び介護老人保健施設の所長の給与の決定(3項の1号から6号及び5項の2号から6号に掲げるものを除く。)
- (2) 事務局長、病院長及び介護老人保健施設の所長の服務
- (3) 事務局長が専決する事項のうち、事務局長において副理事長の決裁を要すると認めるもの

2 事務局長が専決する事項

- (1) 法人の職員(課長級以上の職員及び5項4号を除く。)の人事(休職、復職、退職及び解雇を除く。)
- (2) 法人の職員(事務局長、病院長及び介護老人保健施設の所長を除く。)の給与の決定(3項1号から5号、5項2号及び7項2号から6号に掲げるものを除く。)
- (3) 法人本部の課長級以上の職員(事務局長を除く。)の服務

- (4) 地方独立行政法人長野県立病院機構職員職務専念義務の免除及び兼業に関する規定（以下「職務専念義務の免除等に関する規程」という。）に定める法人本部職員（事務局長を除く。）の職務に専念する義務の免除及び兼業の承認
- (5) 重要な事項の公告、通達、回答、報告等に関すること。
- (6) 陳情に関すること。
- (7) 会議、儀式及び表彰に関すること。
- (8) 渉外活動に関すること。
- (9) 広報及び公聴に関すること。
- (10) 課長が専決する事項のうち、課長において事務局長の決裁を要すると認めるもの
- 3 法人本部の課（室、研修センター）長が専決する事項
- (1) 法人本部職員の扶養親族の認定（職員課長に限る。）
- (2) 法人本部職員の住居手当の決定（職員課長に限る。）
- (3) 法人本部職員の通勤手当の決定（職員課長に限る。）
- (4) 法人本部職員の単身赴任手当の決定（職員課長に限る。）
- (5) 法人本部職員の寒冷地手当の決定（職員課長に限る。）
- (6) 1号から前号までに掲げる事項のほか、第6条、前2項及び次項から7項に規定する事項以外のものとする。
- 4 法人本部の課長補佐（副研修センター長）が専決する事項
- 照会、回答等で内容の軽易なものに関すること。
- 5 病院長及び介護老人保健施設所長が専決する事項
- (1) 所属職員の事務分担
- (2) 所属職員の勤勉手当額の決定
- (3) 所属職員の服務に関する次の事項
- ア 職務専念義務の免除等に関する規程に定める所属職員の職務に専念する義務の免除及び兼業の承認
- イ 院長、副院長、部長及び診療部職員の出張
- ウ 副院長、部長及び診療部職員の時間外勤務
- エ 院長、副院長、部長及び診療部職員の年次休暇、療養休暇（引き続き30日を超える場合を除く。）、特別休暇、育児休業及び部分休業
- オ 院長、副院長、部長及び診療部職員の休日及び勤務時間の割振り並びに休日の振替え
- (4) 有期雇用職員（別に定めるものを除く。）の人事（休職、復職、退職及び解雇を除く。）に関すること。
- (5) 有期雇用職員（別に定めるものを除く。）の給与
- (6) 公文書の公開に関する事項
- 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の規定に基づく次の事項
- ア 第6条第2項の規定による補正の要求
- イ 第11条第1項の規定による公開の決定及び通知
- ウ 第11条第2項の規定による非公開の決定及び通知
- エ 第12条第2項の規定による期間の延長及び通知
- オ 第12条第3項の規定による公開決定等及び通知
- カ 第13条第1項の規定による事案の移送及び通知
- キ 第13条第2項の規定による公開決定等
- ク 第13条第3項の規定による公開の実施
- ケ 第14条第1項の規定による通知
- コ 第14条第2項の規定による通知
- サ 第14条第3項の規定による通知

シ 第 15 条第 1 項の規定による公開の実施

(7) 個人情報の保護に関する事項

長野県個人情報保護条例の規定に基づく次の事項

- ア 第 3 条第 1 項の規定による個人情報取扱事務登録簿の作成
- イ 第 4 条第 6 項の規定による通知
- ウ 第 4 条第 7 項の規定による個人情報の収集目的の明示
- エ 第 5 条第 2 項の規定による記録情報の利用又は提供
- オ 第 5 条第 4 項の規定による通知
- カ 第 5 条第 5 項の規定による制限及び措置の要求
- キ 第 8 条第 1 項の規定による措置の要求
- ク 第 11 条第 3 項の規定による補正の要求
- ケ 第 16 条第 1 項の規定による決定及び通知
- コ 第 16 条第 2 項の規定による決定及び通知
- サ 第 17 条第 2 項の規定による期間の延長及び通知
- シ 第 17 条第 3 項の規定による開示決定等及び通知
- ス 第 18 条第 1 項の規定による事案の移送及び通知
- セ 第 19 条第 1 項の規定による通知
- ソ 第 19 条第 2 項の規定による通知
- タ 第 19 条第 3 項の規定による通知
- チ 第 20 条第 1 項の規定による開示の実施
- ツ 第 24 条第 3 項の規定による補正の要求
- テ 第 25 条の規定による訂正の実施
- ト 第 27 条第 1 項の規定による決定及び通知
- ナ 第 27 条第 2 項の規定による決定及び通知
- ニ 第 28 条第 2 項の規定による期間の延長及び通知
- ヌ 第 29 条第 1 項の規定による事案の移送及び通知
- ネ 第 30 条の規定による通知
- ノ 第 32 条第 3 項の規定による補正の要求
- ハ 第 35 条第 1 項の規定による決定及び通知
- ヒ 第 35 条第 2 項の規定による決定及び通知
- フ 第 36 条第 2 項の規定による期間の延長及び通知
- ヘ 第 37 条第 1 項の規定による通知

6 病院の部長（診療部長を除く。）が共通して専決する事項

- (1) 部職員（部長を除く。）の時間外勤務
- (2) 部職員（部長を除く。）の年次休暇、療養休暇（引き続き 30 日を超える場合を除く。）、特別休暇、育児休業及び部分休業
- (3) 部職員（部長を除く。）の休日及び勤務時間の割振り並びに休日の振替え

7 病院の事務部長の専決する事項

- (1) 所属職員（院長、副院長、部長及び診療部職員を除く。）の出張
- (2) 所属職員の扶養親族の認定
- (3) 所属職員の住居手当の決定
- (4) 所属職員の通勤手当の決定
- (5) 所属職員の単身赴任手当の決定
- (6) 所属職員の寒冷地手当の決定
- (7) 所属職員の服務に関する軽易なこと。